

## 鶴田町宅地開発事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鶴田町の定住人口の増加を図り、地域の活力と魅力あるまちづくりを実現するため、宅地造成に伴う開発行為を実施した民間事業者に対し、予算の範囲内において、当該事業者に課された宅地開発事業に係る土地及び家屋に対する固定資産税相当額を補助する鶴田町宅地開発事業補助金(以下「補助金」という。)の交付等について、鶴田町補助金等の交付に関する規則(昭和59年鶴田町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 民間事業者 宅地建物取引業(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、宅地造成に伴う開発行為を行う者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民間事業者であるもの。
- (2) 当町の町税を滞納していないもの。
- (3) 過去に本要綱に基づく補助金の交付の取消しを受けていないもの。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の第1号から第3号又は第4号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間事業者が鶴田町内において実施する開発行為で、法第29条の規定により開発行為の許可を受けていること。
- (2) 前号にかかる工事が完了し、法第36条第2項に基づく検査済証の交付を受けていること。
- (3) 法第36条第2項に基づく検査済証の交付日から過去2年以内に補助対象者に土地の所有権移転の登記がされていること。
- (4) 法第29条第1項第1号の規定による開発行為

### (補助金の額等)

第5条 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額は、交付の申請があった日の属する年度に補助対象者に課された補助対象事業に係る土地及び家屋に対する固定資産税相当額とする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、鶴田町宅地開発事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、1月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 法第29条に規定する開発行為許可通知書の写し
- (2) 法第47条に規定する開発登録簿の写し
- (3) 法第36条第2項に規定する検査済証の写し
- (4) 都市計画法施行規則第60条第1項に規定する証明書の写し
- (5) 補助対象事業に係る土地及び家屋の固定資産税を納付したことが確認できる書類(納税証明書等)
- (6) 誓約書(様式第2号)
- (7) 同意書(様式第3号)

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、鶴田町宅地開発事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付することが適當でないと認めるときは、鶴田町宅地開発事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた日から起算して14日以内に、鶴田町宅地開発事業補助金請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、鶴田町宅地開発事業補助金交付取消通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又は本要綱に違反したとき。

(3) その他、町長が適當でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整理)

第11条 交付決定者は、補助金の交付に関する書類を補助金の交付を受けた日以後の最初の4月1日から起算して5年間整理保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年12月15日から施行する。

(適用)

2 この告示は、施行日以後に行われる補助対象事業について適用する。